

通信販売を利用して贈り物を
するときの気遣い

通信販売のシステムを利用し家族や知人に贈り物をすることはありませんか。最近、「宅配便で荷物が届いたが、注文した覚えがない」などの相談が、窓口によく寄せられます。場合によっては、注文していない商品を勝手に送り付け、代金を請求する「送り付け商法」である可能性もあります。しかし、請求がなかった商品の場合、誰からの贈り物なのか、あるいは家族の誰かが購入した物なのか、受取人に知らされていなかったということも少なくありません。この場合、送り状に注文者の情報の記載がなく、送り元が事業者の名前で発送していることが多いです。そうすると受取人は、せっかくの贈り物を不審な荷物と勘違いしてしまうことがあります。

送り主は、事業者が注文者の名を記載して依頼するか、受取人に商品が届くことを事前に伝えておく気遣いが必要です。身に覚えのない荷物が届いたときは、注文者に心当たりがないか、確認しましょう。「送り付け商法」など不審な宅配物であれば、消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活相談窓口

場所 市役所 1 階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前 9 時～午後 4 時（予約優先） 祝日除く

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

考えよう！ ゴミの 減量化・資源化

環境センター ☎53325

食べきり運動をはじめよう！

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」

小売店での売れ残り、飲食店や家庭での食べ残しなど本来は食べることができたはずの食品が廃棄されてしまう「食品ロス」。

食品廃棄物のうち食品ロスは年間

643万トン

その約半分は
家庭から出ています。

国民 1 人当たり食品ロス量

1日 約139g

※茶碗約 1 杯のご飯の量に相当

年間 約51kg

※年間 1 人当たりの米の消費量（約54kg）に相当

わたしたちにできる食品ロス削減

- ・食べられる分だけ、計画的に買う
- ・残った食材は、別の料理に活用する
- ・賞味期限と消費期限を正しく理解
賞味期限＝おいしく食べられる期限
消費期限＝安全に食べられる期限



リメイクレシピや
使い切りレシピ
などを紹介

